

工事契約締結内容

| | |
|-------------|---|
| 契約年月日 | 令和 7年 11月 20日 |
| 件名 | 令和7年度 精華町防災保健センター ネットワーク接続に係る配管工事及び環境対策工事 |
| 施工・履行場所 | 相楽郡精華町大字南稻八妻地内 |
| 工事・業務概要等 | <p>精華町防災保健センターネットワーク接続に係る配管工事及び 環境対策工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EV車用充電器設置 1箇所 ・太陽光パネル付照明器具 2箇所 ・光ケーブル用空配管 厚鋼電線管 26m、波付硬質ポリエチレン管 66m 等 |
| 工事・業務種別 | 電気工事 |
| 工期・履行期間 | 令和 7 年 11 月 21 日 から 令和 8 年 2 月 27 日 まで |
| 契約の相手方 | 昌和・共立特定建設工事共同企業体 (代表者 昌和電気工業株式会社 代表取締役 藤井 正) |
| 契約相手方の住所 | 京都府京都市南区西九条管田町3番地1 |
| 当初契約金額 | ¥3,460,600- (税込) |
| 選定理由 (随意契約) | <p>本工事は、精華町防災保健センターのネットワーク接続に係る配管工事及び敷地内の環境対策工事であり、現在施工している防災保健センター新築工事（電気設備工事）の工期中に本工事の着手が必要なことから、防災保健センター新築工事の請負業者と密に調整を行う必要があります。</p> <p>防災保健センター新築工事の請負業者が施工することで品質、工期及び安全が適切に確保できるとともに、作業を新築工事の工期中に施工できることにより、重機回送費を含む諸経費が節減でき、他業者への発注と比較し、安価に本工事を発注できるものです。</p> <p>つきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用して、晶和・共立特定建設工事共同企業体に対して随意契約を進めるものです。</p> |